No	②-1		DCマケボ	00E * TIII		
No.	(2)-1		R6予算額	805 百万円		
事業名	過疎地域持続的発展支援交 過	府省庁名	総務省			
概 要	過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援(下記のメニューにより、ハード・ソフト両面から支援) ①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 ②過疎地域持続的発展支援事業 ③過疎地域集落再編整備事業 ④過疎地域遊休施設再整備事業					
支援対象	①:条件不利地域を有する市町村 ②:過疎地域を有する市町村及び一部事務組合並びに都道府県 ③:過疎地域を有する市町村 ③ 1 0 / 1 0 ③:過疎地域を有する市町村 ④:過疎地域を有する市町村及び一部事務組合 補助率 都道府県 1 / 2 or 6 / 1 0					
対象事業	①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 ・ 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」 (小さな拠点)において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創 出する活動を支援。 ②過疎地域持続的発展支援事業 ・ 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施 するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。 ③過疎地域集落再編整備事業 ・ 過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業 や、空き家を有効活用し住宅を整備する事業等に対して補助。 ④過疎地域遊休施設再整備事業 過疎地域に存在している廃校舎等の遊休施設を有効活用し、地域振興施設として再整備 する事業に対して補助。					
支援内容	①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 事業主体:地域運営組織等 交付対象者:条件不利地域を有する市町村(上記の事業主体への間接補助) 対象地域:過疎地域(過疎地域以外の条件不利地域も含む。) 補助対象:地域運営組織が活性化プランに基づき実施する事業(主にソフト事業) 補助率:10/10(交付対象経費の上限額1,500万円) 下記を実施する場合には上乗せ支援 専門人材を活用する事業(+500万円) ICT等技術を活用する事業(+1,000万円) 上記の併用事業(+1,500万円)					

②過疎地域持続的発展支援事業 事業主体:過疎市町村(※1)、都道府県 交付対象者:上記事業主体に掲げる過疎地域市町村、一部事務組合等、都道府県 対象地域:過疎地域 補助対象:過疎地域市町村が実施するICT等技術活用事業、 都道府県が行う人材育成事業 補助率: 市町村等 10/10、都道府県 1/2 or 6 /10(※2) (交付対象経費の上限額 2,000 万円) ③過疎地域集落再編整備事業 事業主体:過疎地域市町村 交付対象者:上記事業主体に掲げる過疎地域市町村 対象地域:過疎地域 補助対象:団地造成費・空き家改修費等 補助率: 1/2以内 ④過疎地域遊休施設再整備事業 事業主体:過疎地域市町村(※1) 交付対象者:上記事業主体に掲げる過疎地域市町村又は一部事務組合等 対象地域:過疎地域 補助対象:遊休施設改修費 補助率: 1/3以内 (※1) 構成市町村の1/2以上が過疎地域市町村である一部事務組合等も含む (※2) 財政力指数 0.51 未満の都道府県に限る 離島での 令和5年度実績なし 実績 備考 担当部署 総務省自治行政局地域自立応援課過疎対策室 03-5253-5536 連絡先 参照 HP

過疎地域持続的発展支援交付金

R6当初予算額:805百万円 (R5当初予算額:805百万円)

過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりと する「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、地 域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出 する活動等を支援。(過疎地域以外の条件不利地域も対象) (定額補助)

集落ネットワーク圏における取組のイメージ



役場所在地域

【事業例】佐賀県伊万里市(H29~) 地域公共交通(バス)

黒川町まちづくり運営協議会が主体となり、 住民アンケート、住民参加の検討委員会の開催により、

- ① バスの運行形態を見直し
- ② スマホ等で運行状況・乗換案内の確認等ができるアプリの開発

「効果」コミュニティバス利用者数の増加、地域コミュニティ活性化







コミュニティバス

過疎地域持続的発展支援事業

過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する 取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事 業、都道府県等が行う人材育成事業を支援。

(市町村: 定額補助 都道府県: 6/10、1/2補助)

【事業例】能本県水俣市(R3~) 遠隔診療

水俣市立総合医療センターとへき地診療所、 市内医療機関、介護施設等(13箇所)を結 んだオンライン診療を実証的に実施。



過疎地域集落再編整備事業

過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う定住 促進団地整備、定住促進空き家活用等の事業に対して補助。 (1/2補助)

過疎地域遊休施設再整備事業

過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域 間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備 に対して補助。(1/3補助)

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

R6当初予算額:400百万円 (R5予算額:400百万円)

○ 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く 支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

施策の概要

(1)対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域

(2)事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織

(地域運営組織等)

(3)対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組

(4) 交付対象経費の限度額 1.500万円 (定額補助)

※下記事業については、限度額を上乗せ

- ①専門人材を活用する事業(+500万円)
- ②ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)

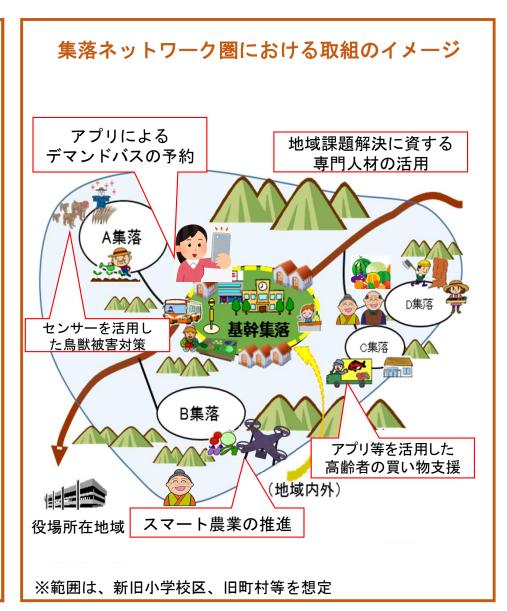
上記(1+2)併用事業(+1.500万円)

① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、 ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー、事業者 等

② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型 アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備 等



過疎地域持続的発展支援事業

R6当初予算額:254百万円 (R5予算額:254百万円)

○ 過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業を支援。

施策の概要

(1) 対象地域

過疎地域

(2) 事業主体

- ① 過疎市町村
- ② 都道府県
- (3) 交付対象経費の限度額
- 2,000万円

(4) 交付率

- ① 定額
- ② 1/2又は6/10 (※)
- ※財政力指数0.51未満の都道府県に 限る

- (5) 対象事業
 - 〇 人材育成事業
 - ・ 地域リーダーの育成
 - ・ 他地域との交流やネットワークの強化 等
 - ※ 育成すべき人材 (地域のリーダー) のイメージ

様々な地域組織や活動に横断的に関わる人材(横串人材)、地域 資源を活用し、地場産品開発や地域PRができる人材、地域内人材 と外部人材をつなぐ人材、ITリテラシーに長けた人材 等

- ICT等技術活用事業 (過疎市町村のみ)
 - 集落等のテレワーク環境整備
 - ・ オンラインでの健康相談
 - ・ アプリを活用した災害情報などの生活情報配信
 - ・ ドローンを活用した買物等の生活支援
 - ・ センサーを使った鳥獣対策 等

人材育成事業のイメージ



【実施例】

複数の過疎市町村を対象とし都道府県主催で行う地域リーダー育成、交流、分野別人材育成研修事業等

ICT等技術活用事業のイメージ





【実施例】

AIを活用した自動配車システムの構築、オンラインでの 健康相談体制の構築 等

過疎地域集落再編整備事業

R6当初予算額:91百万円 (R5予算額:91百万円)

〇 ポストコロナ社会を見据え、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域 における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援。

施策の概要

- (1) 事業の種類
- ① 定住促進団地整備事業

過疎市町村が実施する基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業に対して補助

② 定住促進空き家活用事業

過疎市町村内に点在する空き家を有効活用し、過疎市 町村が実施する住宅整備に対して補助

③ 集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居の基幹的な集落等への移転事業に対して補助

4 季節居住団地整備事業

交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域に ある住居を対象にした、冬期間など季節居住等のための 団地形成事業に対して補助

- (2) 実施主体 過疎市町村
- (3)交付率 1/2以内

事業のイメージ

定住促進団地整備事業

交付対象経費の限度額 3,877千円×戸数 過疎地域内で定住促進 のための住宅団地を造成



定住促進空き家活用事業 交付対象経費の限度額 4.000千円×戸数









過疎地域内の空き家を 移住者等への住宅へ改修









改修前

改修後

過疎地域遊休施設再整備事業

R6当初予算額:60百万円 (R5予算額:60百万円)

○ 過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する 取組を支援。

施策の概要

過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業に対して補助

- (1)事業主体 過疎市町村
- (2)交付対象経費の限度額60,000千円
- (3)交付率 1/3以内



No. ②-2 R6予算額 2,300百万円 事業名 携帯電話等エリア整備事業 府省庁名 総務省 携帯電話は国民生活に不可欠なサービスとなっているが、地理的な条件や事業採算					
推帯電託は国民生活に不可欠なサービフレなっているが、地理的な条件の車業極質					
問題により、サービスを利用することができない地域や5G等の高度化サービスが利概 要 きない地域がある。このような地域において携帯電話を利用可能とするとともに、5	携帯電話は国民生活に不可欠なサービスとなっているが、地理的な条件や事業採算上の問題により、サービスを利用することができない地域や5G等の高度化サービスが利用できない地域がある。このような地域において携帯電話を利用可能とするとともに、5G等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。				
支援対象 地方公共団体、無線通信事業者等 補助率 1/3、1/2、3/5、2/3 3/4、4/5	`				
化無線通信を可能とするために、地方公共団体や無線通信事業者等が、携帯電話の基 対象事業	離島等の条件不利地域において、携帯電話を利用可能とするため又は5G等による高度 化無線通信を可能とするために、地方公共団体や無線通信事業者等が、携帯電話の基地局 施設(鉄塔、無線設備等)、伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合に、国がその整備				
支援内容 高度化施設(5G等の無線設備等)の設置費用、 伝送路施設の運用費用(中継回線事業者の設備の10年分の使用料) エ 補 助 率:1社整備:1/2、複数社整備:2/3 等	イ 対象地域:地理的に条件不利な地域(離島、過疎地、辺地、半島など) ウ 補助対象:基地局施設(鉄塔、局舎、無線設備等)、伝送路施設(光ファイバ等)、 高度化施設(5G等の無線設備等)の設置費用、 伝送路施設の運用費用(中継回線事業者の設備の10年分の使用料) 等				
H29 伊豆島しょ部(神津島-式根島-新島:伝送路施設設置費用) H29 伊豆島しょ部(新島-利島-大島:伝送路施設設置費用) H30 伊豆島しょ部(八丈島、青ヶ島:伝送路施設設置費用) H30 鹿児島県十島村(中之島-諏訪之瀬島-平島:伝送路施設設置費用) R1 鹿児島県十島村(中之島-口之島、宝島-小宝島:伝送路施設設置費用) R1 鹿児島県瀬戸内町(奄美大島〜加計呂麻島:伝送路施設設置費用) 実績 R1 長崎県対馬市(基地局設置費用) R2 島根県隠岐の島町、沖縄県竹富町(高度化施設設置費用) R3 鹿児島県龍郷町(基地局設置費用)、沖縄県大宜味村(高度化施設設置費用) R4 新潟県佐渡市、島根県隠岐の島町など27件に交付決定(高度化施設設置費用) R5 東京都神津島村など22件に交付決定(高度化施設設置費用) (注)実施中のものを含	H29 伊豆島しょ部 (新島-利島-大島: 伝送路施設設置費用) H30 伊豆島しょ部 (八丈島、青ヶ島: 伝送路施設設置費用) H30 鹿児島県十島村 (中之島-諏訪之瀬島-平島: 伝送路施設設置費用) R1 鹿児島県十島村 (中之島-口之島、宝島-小宝島: 伝送路施設設置費用) R1 鹿児島県瀬戸内町 (奄美大島〜加計呂麻島: 伝送路施設設置費用) R1 長崎県対馬市 (基地局設置費用) R2 島根県隠岐の島町、沖縄県竹富町 (高度化施設設置費用) R3 鹿児島県龍郷町 (基地局設置費用)、沖縄県大宜味村 (高度化施設設置費用) R4 新潟県佐渡市、島根県隠岐の島町など 27 件に交付決定 (高度化施設設置費用) R5 東京都神津島村など 22 件に交付決定 (高度化施設設置費用)				
備考	-				
担当部署 総務省総合通信基盤局 電波部 移動通信課	総務省総合通信基盤局 電波部 移動通信課				
連絡先 TEL 03-5253-5894	TEL 03-5253-5894				
参照 HP http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/purpose/keitai/index.htm	http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/purpose/keitai/index.htm				

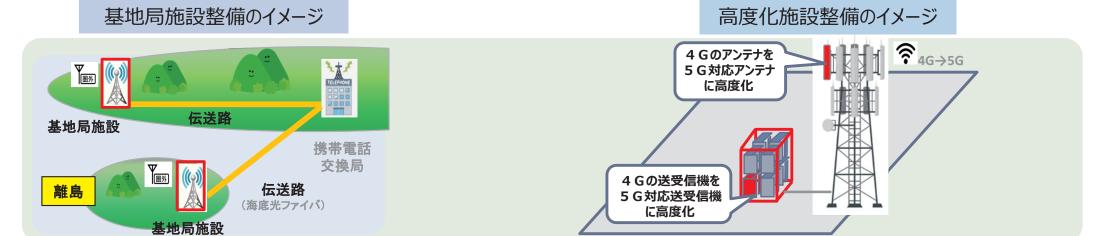
携帯電話等エリア整備事業

地理的に条件が不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、地方公共団体や無線通信事業者等が携帯電話の基地局等を整備する場合に、整備費用等の一部を補助。

令和6年度予算額 2,300百万円 (令和5年度予算額 1,798百万円) 令和5年度補正予算額 3,923百万円

補助メニュー	補助内容	補助率			
基地局施設整備 (4G等)	圏外解消のため、基地局施設を 設置する場合	整備主体:地方公共団 【1社整備】	体、携带電話事業者、	インフラシェアリング事業: 【複数社整備】	者等
※非居住エリア		国 1/2	都道府県 市町村 1/5 3/10	国 2/3	都道 府県 市町村 2/ 1/5
高度化施設整備 4 Gを利用できるエリアにおいて、 (5G) 通信の高度化のため、5 G基地		【1社整備】		【複数社整備】	
	局を設置する場合	国 1/2	無線通信事業者 1/2	国 2/3	無線通信事業者 等 1/3

- ※1 **離島の場合、補助率はかさ上げ**(1社整備:1/2→3/5、複数社整備:2/3→3/4)
- ※2 ドローン航路及び自動運転区間の通信環境整備を目的とした基地局整備の補助率は3/4。



※ 伝送路施設の設置(光ファイバの設置)や施設の運用費に関する補助事業も補助メニューとして存在。

No	@ 2		R6当初予算	4,504 百万円	
No.	②-3		R5補正予算	2,011 百万円	
事業名	高度無線環境整備推進事業		府省庁名	総務省	
概要	特定周波数への逼迫を回避することにより、電波の有効かつ公平な利用を確保するとともに、5Gや loT 等による地域活性化や地域の課題解決を支援することを目的とする。				
支援対象	自治体、第3セクター、一般社団法 人等、民間事業者 補助率 4/5、2/3、1/2、1/3			3、1/2、1/3	
対象事業	5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、離島等の条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバを整備する場合に、その費用の一部を補助する。また、令和3年度より、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助する。				
支援内容	自治体が整備する場合: 4/5 (離島以外の場合1/2、財政力指数 0.5 以上の場合1/3) ※離島地域の光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2 第3セクター・民間事業者が整備する場合: 4/5 (海底ケーブルの敷設を伴わない離島整備の場合2/3、離島以外の場合1/3)				
離島での 実績	R5実績(光ファイバ整備費用等を交付決定) 宮城県塩竈市(寒風沢島、野々島、桂島、朴島)、山形県酒田市(飛島)、東京都(利島、新島、式根島、神津島、御蔵島、青ヶ島)、東京都新島村(新島、式根島)、東京都御蔵島村(御蔵島)、新潟県粟島浦村(粟島)、香川県高松市(男木島、女木島)、香川県丸亀市(本島、広島)、福岡県新宮町(相島)、佐賀県唐津市(向島)、長崎県壱岐市(壱岐島、大島、長島、原島)、長崎県対馬市(対馬全域)、鹿児島県西之表市(種子島)、鹿児島県十島村(諏訪之瀬島、平島)				
備考	・離島においても、ICT を活用した学校教育、在宅勤務・オンライン診療等を継続的に利用可能とするため、また 5G 等の高度無線環境を実現し維持するため、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に係る収支赤字の 1 / 2 を補助する。 ・令和 5 年度補正予算及び令和 6 年度当初予算においては、離島地域における整備に対する補助率の嵩上げ(自治体:2/3→4/5、第3セクター法人・民間事業者:1/2→4/5 (海底ケーブルの敷設を伴わない場合2/3))を実施。				
担当部署	総務省総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課				
連絡先	TEL 03-5253-5866				
参照 HP	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/				

高度無線環境整備推進事業

- •5G·IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合に、その費用の一部を補助する。
- また、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等を維持管理する経費に関して、その一部を補助する。

ア 事業主体: 直接補助事業者:自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者:民間事業者

イ 対象地域: 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)

ウ 補助対象: 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等

工 負担割合:

(自治体の場合)

令和6年度当初予算額:45.0 億円

令和5年度当初予算額:42.0億円 令和5年度補正予算額:20.1億円

【離島】*

国 4/5 1/5

*光ファイバ等の維持管理補助は、 収支赤字の1/2(令和7年度まで) 【離島】

国(※2)(※3) 3セク・民間 4/5 1/5

(※2)海底ケーブルの敷設 を伴わない新規整備の 場合、2/3

(※3)高度化を伴う更新を 行う場合、1/2

【その他の条件不利地域】

国(※1)	自治体
1/2	1/2

(※1)財政力指数0.5以上の自治体は 国庫補助率1/3

【その他の条件不利地域】

	· · · · - · · · -
国	3セク・民間
1/3	2/3

(第3セクター・民間事業者の場合)

イメージ図 高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ(伝送路) 観光IoT 教育IoT コワーキング スマートモビリティ スペース クロージャ等) 地域の拠点的地点

* 新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。 令和5年度補正予算においては、地方公共団体が民間移行を見据えて公設の光ファイバ等の高度化を行う場合も補助。 (いずれの場合も高度化しない更新は対象外)

No.	②-4			R6 予算額	130 百万円の内数
事業名	地域ケーブルテレビネットワーク整備事業 (放送ネットワーク整備支援事業)		府省庁名	総務省	
概要	被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に伝達するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を 実現する。				
支援対象	①市町村、市町村の連携主体 ②第三セクター ※①及び②の承継事業者を含む 補助率 ②1/2				
対象事業	放送・通信網の切断による情報遮断の回避といった防災上の観点から、地域ケーブルテレビネットワークについて、有線網切断が想定される箇所等の2ルート化、一部無線化や、監視制御機能の強化に係る設備等の整備費用の一部を補助する。(離島地域等条件不利地域については、2ルート化と同時に行う、老朽化した既存幹線の更新も補助対象。) ※ 条件不利地域:離島、豪雪地帯、辺地、山村、半島、特定農山村、過疎地域				
支援内容	 ○補助率 (1) 市町村及び市町村の連携主体(承継事業者): 1/2 (2) 第三セクター(承継事業者): 1/3 (過疎債・辺地債は、(1)の場合、充当可能。(2)の場合も、市町村が補助を行う場合は同様。) ○補助対象経費 センター施設、送受信装置、伝送施設、鉄塔、局舎、無線設備、用地取得費等 				
離島での 実績	令和5年度実績なし				
備考					
担当部署	総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室				
連絡先	TEL 03-5253-5808				
参照 HP	https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_kyoujin.html				

地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

- 災害時の情報伝達手段を確保する観点から、ケーブルテレビネットワーク等について以下の支援を行う。
 - ・ネットワークの切断が想定される箇所等の2ルート化(複線化)等
 - ・条件不利地域における「2ルート化と同時に行う」老朽化した既存幹線の更新
 - 監視制御機能の強化等

について、要する費用の一部を補助する。

令和6年度当初予算:0.6億円 (令和5年度予算額:0.6億円)

事業イメージ

〇 補助対象

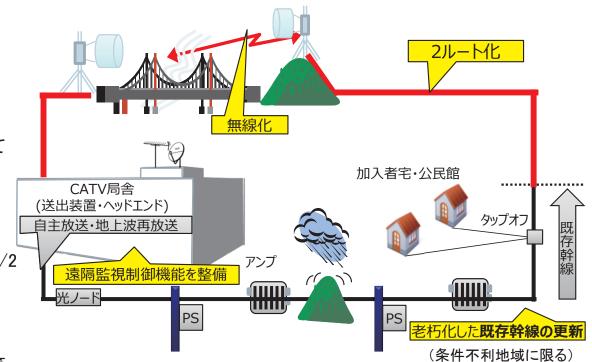
市町村、市町村の連携主体又は第三セクター ※これらの者から施設の譲渡を受ける等により、 ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して 果たす者(承継事業者)を含む。

〇 補助率

(1)市町村及び市町村の連携主体(承継事業者):1/2 (2)第三セクター(承継事業者):1/3

〇 補助対象経費

局舎施設、送受信装置、伝送路設備、無線設備 等



※光ノード…光信号からRF信号への変換装置、アンプ…信号の中継増幅器

PS…給電装置、タップオフ…信号の取り出し口

N	@ F		R6 当初予算	1,249 百万円	
No.	2-5		R5 補正予算	2,470 百万円	
事業名	ケーブルテレビネットワーク 耐災害性強化事		府省庁名	総務省	
概要	近年、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、災害時に放送により信頼できる情報が確実に提供されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化や辺地共聴施設の設備更新による耐災害性強化を実施する(『「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業』の後続事業)。				
支援対象	① 市町村、市町村の連携主体 ② 第三セクター 補助率 ※①及び②の承継事業者を含む ① 1/2、1/3 ② 1/3				
対象事業	災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化等による耐災害性強化の事業費の一部を補助する。また、ケーブルテレビ事業者による共聴施設のサービスエリア化や共聴施設単独の光化、民間事業者等である承継事業者が市町村の所有する既に光化されているケーブルテレビネットワークの譲渡を受けて整備を行う場合について支援対象としている。 ※ 条件不利地域:離島、豪雪地帯、辺地、山村、半島、特定農山村、過疎地域				
支援内容	 ○補助対象 以下の①~③のいずれも満たす地域の市町村、市町村の連携主体又は第三セクター ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村 ②条件不利地域 ③財政力指数が 0.8 以下の市町村その他特に必要と認める地域 ○補助率 (1) 市町村及び市町村の連携主体(承継事業者): 1/2、1/3 (2) 第三セクター(承継事業者): 1/3 (過疎債・辺地債は、(1)の場合、充当可能。(2)の場合も、市町村が補助を行う場合は同様。) ○補助対象経費 光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ等 				
離島での 実績	令和5年度実績なし				
備考					
担当部署	総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室				
連絡先	TEL 03-5253-5808				
参照 HP	https://www.soumu.go.jp/menu_s	seisaku/ictseisaku/	housou_suishin/c	able_fiber_network.html	

ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業

- 近年、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、<u>災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信</u> 基盤であるケーブルテレビネットワークの光化等による耐災害性強化の事業費の一部を補助する。
- <u>山間地等の難視聴地域における放送視聴環境を支える辺地共聴施設</u>について、耐災害性強化を図るための光化等に要する事業費の一部を補助する。

事業イメージ

〇 事業主体

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター (これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供 に係る役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む。)

〇 補助対象地域

以下の①~③のいずれも満たす地域

- ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
- ②条件不利地域
- ③財政力指数が0.8以下の市町村その他特に必要と認める地域

【令和6年度当初予算 12.5億円】

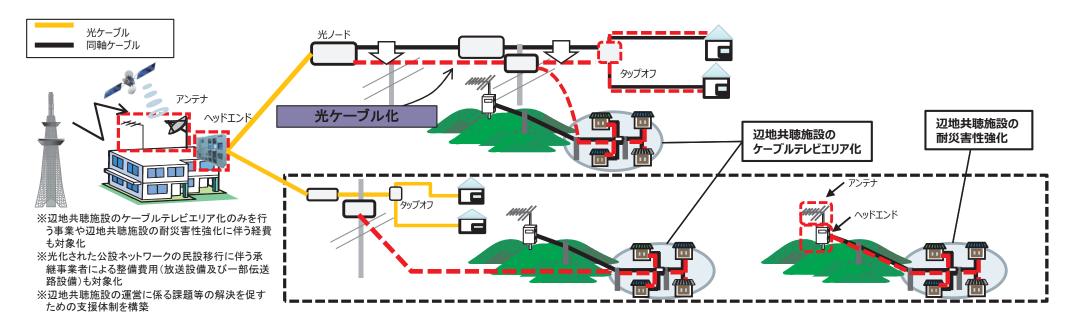
令和5年度補正予算 24.7億円 令和5年度当初予算 9.0億円

〇 補助率

- (1)市町村及び市町村の連携主体(承継事業者):1/2
 - ※財政力指数0.5超0.8以下の自治体は1/3
 - ※光化された公設ネットワークの民設移行に伴う承継事業者による整備は1/3
- (2)第三セクター(承継事業者):1/3

〇 補助対象経費(下図の赤点線部分)

光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等 ※光化と同時に行う辺地共聴施設(同軸ケーブル)のケーブルテレビ エリア化に必要な伝送路設備等を含む。



No	@ C		R6当初予算	600 百万円の内数	
No.	2-6		R5補正予算	_	
事業名	ローカル 10,000 プロジェクト		 府省庁名	総務省	
7,712,1	(地域経済循環創造事業交付		110 323 E		
概要	 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の立ち上げを支援 				
支援対象	民間事業者等 (地方公共団体を通じた間接補助) 補助率 原則 1 / 2				
対象事業	 ○地域資源を活かした先進的で持続可能な事業であって、地域経済の好循環に資する事業であることに加え、以下の要件を満たすもの・事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となる事業であること・他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること ※地域金融機関からの融資額が公費による交付額(国費+地方費)以上となること ○地域金融機関から融資を受けて上記事業の立ち上げに取り組む民間事業者等が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、都道府県又は市区町村が助成を行う場合に支援 				
支援内容	・公費による交付額の上限 原則 2,500 万円(地域金融機関の融資額が公費交付額以上であることが要件) 融資額(又は出資額)が公費による交付額の 1.5 倍以上2倍未満の場合は、上限 3,500 万円 2 倍以上の場合は、上限 5,000 万円				
離島での 実績	R5 年度:新潟県佐渡市、香川県小豆島町				
備考	・条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は2/3、3/4 ・生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業等であって、全くの新規分野に おける事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い以下の事業については、国 費9/10により支援 ・脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業であって、全くの新規分野における 事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業は3/4				
担当部署	総務省地域力創造グループ地域政策課				
連絡先	03-5253-5523				
参照 HP	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html				

ローカル10,000プロジェクト

R6予算額 地域経済循環創造事業交付金 6.0億円の内数

- 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の立ち上げを支援。
- 国の重要施策(デジタル技術の活用、ローカル脱炭素の推進)と連動した事業については、重点支援。

事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- 地域資源を活かした持続可能な事業
- ・行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・高い新規性・モデル性がある事業
- ・地域の中核となる大学と連携して実施する事業(調査研究費等)

対象経費は、

- •施設整備費
- •機械装置費
- •備品費

原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は**国費2/3,3/4**

重点支援(嵩上げ)

・「デジタル技術」 **国費9/10**

公費による交付額 ※1

国費

※端数処理の都合上合計は一致しない。

地方費

地域金融機関による融資等 ※2

自己

・公費による交付額以上

※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円 ※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も対象

これまでの実績(478事業、382億円)

(事業数は交付決定数、金額は事業実績(見込み含む)(R6年3月末時点))

- •公費交付額 134億円
- -融資額 191億円
- •自己資金等 56億円

重点支援

以下の①・②に該当し、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、 新規性・モデル性の極めて高い事業については、手厚く支援

- ①生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業【国費9/10】
- ②脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業【国費3/4】